

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	生涯学習課
適用日（掲載日）	平成 27 年 6 月 11 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	使用料の免除
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	美郷町体育館使用料徴収条例第 4 条

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	美郷町体育館使用料徴収条例第 4 条
審 査 基 準	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定 <input type="checkbox"/> 美郷町体育館使用料徴収条例 （使用料の免除） 第 4 条 次の各号のいずれかに該当する場合は、使用料を免除することができる。 （1） 官公署が使用するとき。 （2） 教育機関が使用するとき。 （3） 町内の公共的団体が使用するとき。 （4） 町の後援を受けた団体が非営利目的で使用するとき。 （5） その他町長が特に認めた場合
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定
	即日
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	生涯学習課
適用日（掲載日）	平成 27 年 6 月 11 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	使用料の還付
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	美郷町体育館使用料徴収条例第 5 条

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	美郷町体育館使用料徴収条例第 5 条 美郷町体育館管理規則第 6 条
審 査 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>○美郷町体育館使用料徴収条例 (使用料の不還付) 第 5 条 既に徴収した使用料は還付しない。ただし、町長が特に必要があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p>○美郷町体育館管理規則 (使用料の還付) 第 6 条 徴収条例第 5 条の規定により使用料の還付を受けようとする者は、使用料還付申請書（様式第 3 号）を町長に提出しなければならない。 2 使用料の還付条件及び還付額は、次のとおりとする。 (1) 災害、降雨その他使用者の責めに帰することができない不可効力の理由により使用できなくなった場合は、既納付額の全額 (2) 施設の管理上特にその必要性があると認め、使用許可を取消した場合は、既納付額の全額 (3) 施設の使用を許可された者の都合により使用日の 14 日前までに取消しの届出があった場合は、既納付額の全額 (4) 施設の使用を許可された者の都合により使用日の 7 日前までに取消しの届出があった場合は、既納付額の 2 分の 1 の額</p>
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	■設定 □未設定
	7 日
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日